

地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領の改正

1 改正内容

地域自殺対策緊急強化事業における強化モデル事業の事業内容の明確化等のため、下記の改正等を行ったもの。

(1) 改正前

強化モデル事業において「その他地域における自殺対策を緊急に強化するための事業」を対象としていたことにより、モデル事業としての定義が明確でない部分があった。

(2) 改正後

強化モデル事業において、真のモデル事業をより実施できるよう上記(1)の「その他地域における自殺対策を緊急に強化するための事業」を削除し、新たに「既存事業にない先導的な取組となる自殺対策事業」を対象とするとともに、先導的な事業をより円滑に実施できるよう、そのための調査・研究も対象とすることとする。

2 適用時期

平成26年4月1日